

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年1月16日

上越市監査委員 大原啓資

上越市監査委員 山川とも子

上越市監査委員 山田忠晴

記

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 浦川原区産業グループ、建設グループ
- 3 監査の着眼点 委託料や工事請負費等の契約事務等は適正か。  
使用料の収入事務は適正か。  
前回監査の指摘事項に対する措置状況は適正か。
- 4 監査の実施内容 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。
- 5 監査の実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の日程 令和5年11月1日～令和6年1月11日

7 監査の結果 調査の範囲内において、次の事項について改善の必要があると認められた。

(1) 指摘事項 1件

被監査課等	内容
浦川原区 産業グループ	<p>○安塚地域産業振興施設管理運営費</p> <p>事業全般にわたり、相手方との契約内容の根拠となる契約書等について、原本が確認できないものが複数あったことを始めとするさまざまな文書管理や、収入及び支出の両方で決裁が終了しないまま事務が進められている事案が多数あったほか、契約事務、検収事務、収入事務に関する不備も見られた。これらのことは、事務執行の基本をおろそかにしていることに起因するものであり、重大な事故につながることに懸念されるものである。改めて基本的な事項を確認し、規則等に則した厳正な事務処理及び文書管理が行われるよう徹底するとともに、担当グループ内にとどめず、事務所全体で事務体制及びチェック体制の在り方を見直されたい。</p>

(2) 注意事項 26件

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| ① 収入事務に関する事       | 2件  |
| ② 契約事務に関する事       | 14件 |
| ③ 検収事務に関する事       | 4件  |
| ④ 支出事務に関する事       | 2件  |
| ⑤ 文書管理に関する事       | 2件  |
| ⑥ 文書管理及び検収事務に関する事 | 1件  |
| ⑦ 事務執行に関する事       | 1件  |

(3) 要望事項 2件

- ① 指定管理業務に係る新年度の管理方針（目標）の報告について
- ② 公衆トイレ浄化槽維持管理業務委託の保守点検項目の明確化について